

## 告 示

### 埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十八年七月十五日から三十日間埼玉県県土整備部道路環  
境課及び埼玉県杉戸県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十八年七月十五日

埼玉県杉戸県土整備事務所長 小 高 巖

上尾久喜線	路線名
白岡市下大崎字円明一〇四番一地先から同市下大崎字円明八八番一九地先まで	供用開始の区間
平成二十八年七月十五日	供用開始の期日
平成二十八年七月十五日付け埼玉県杉戸県土整備事務所長告示第十一号で告示した道路区域の一部供用開始である。	備考